

別府市教育委員会告示第 6 号

別府市未来教育プロジェクト会議設置要綱を次のように定める。

令和2年11月13日

別府市教育委員会

別府市未来教育プロジェクト会議設置要綱

(目的)

第1条 G I G Aスクール構想に基づき、本市における I C Tを活用した新たな学校教育のあり方を検討し、教育委員会と学校が共通のビジョンを持ち、地域や家庭と協働して一人ひとりの個性を尊重した教育の最適化と魅力化を推進するため、別府市未来教育プロジェクト会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を令和3年3月31日までに教育長に報告するものとする。

- (1) I C Tを活用した新たな学校教育のあり方
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員長及び委員12人以内で組織する。

2 委員長は教育部長をもってこれに充て、委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間企業関係者
- (3) 学校運営協議会関係者
- (4) 保護者・地域代表
- (5) 公立学校関係者
- (6) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の責務)

第4条 委員長及び委員は、職務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、別府市教育部学校教育課において処理し、必要に応じて、別府市教育部教育政策課がその補佐を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

(制定理由)

別府市未来教育プロジェクト会議の設置につき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。